

債権者 各位

第5回債権者集会の質疑応答の概要

令和5年9月5日
破産者株式会社クレジエンテ外
各破産管財人 弁護士 岡田 隆

破産者株式会社クレジエンテ及びその関連会社の第5回債権者集会は、令和5年9月5日午後2時00分から東京地方裁判所において開催されました。

新型コロナウイルス感染症の影響等により、ご出席を見合わせた債権者もおられると思われることから、第5回債権者集会において債権者から頂いたご質問と、それに対する破産管財人の回答の概要について、以下のとおり報告を申し上げます。

1、(質問) クレジエンテの前代表取締役が破産手続開始決定を受けたとのことですが、クレジエンテの会員債権者は、同破産事件の債権者集会に出席することはできるのでしょうか。

(回答) 債権者集会には、当該破産事件の破産債権者だけが出席できることとされているため、クレジエンテの会員であることのみをもって、前代表取締役の債権者集会に出席することはできません。なお、当職は、クレジエンテの破産管財人として、前代表取締役の債権者集会に出席していますので、その内容等は、クレジエンテの債権者集会でも報告を申し上げるようにしたいと存じます。

2、(質問) 前代表取締役や現代表取締役は高価な腕時計等を多数保有していましたが、それらの財産はどうなったのでしょうか。

(回答) 前代表取締役の数億円とも思われる高価な複数の腕時計等は、令和2年ころ、クレジエンテにおいて多数を回収したようです。クレジエンテは、その腕時計等を廉価で質入売却等しており、その売却代金は運転資金に費消されたとのことでした。これらの腕時計等の売却等を争った訴訟が係属しており、当職もその訴訟記録を見て売却等がされた事実を確認しています。

また、現代表取締役からは、保有していた腕時計等は既に売却しており現時点では所持していないとの説明を受けています。

(以上)